

レンタル契約約款

第 1 条（総則）

- レンタル約款（以下「本約款」という。）は、借借人を甲、貸貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて LED 照明等レンタル物件（以下物件という）を貸貸（以下レンタルという）し、甲はこれを借り受ける。

第 2 条（個別契約）

- 物件毎のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
- 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
- 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
- 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえで決定する。

第 3 条（レンタル期間）

- レンタル期間は別途取り決めの通りとし、乙が甲に物件を引き渡した当日から起算する。
- レンタル期間が満了する 7 日前までに、甲からレンタル期間の延長申し出があった場合は、特段の事情がない限り乙は申し出を承諾するものとする。

3. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第 4 条（レンタル料）

1. レンタル料とは、物件の「賃貸借料」をいう。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
3. 甲は乙に対して別途取り決めのレンタル料を別途取り決めの支払日及び支払い条件によって支払う。
4. 甲の理由により、レンタル物件の出荷日当日、もしくは出荷後にキャンセルとなった場合、物件の引き渡し前であっても甲は乙に対して所定のキャンセル料金を支払うものとする。
5. 甲が乙に対し支払うレンタル料には消費税法による消費税相当額を含める。

第 5 条（物件の引渡し、免責）

1. 乙は物件を国内の甲の指定する場所において引き渡し、それに要した運送費等の費用は甲の負担とし、最初のレンタル料の支払い時に一括して乙に支払うものとする。
2. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は借り受けた物件について乙の納品書に署名し乙に交付する。
3. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、輸送機関事故、交通制限、その

他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、その責を負わない。

第 6 条（物件の検収）

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・機能及び数量等が契約に適合すること（以下、「契約適合性」という）について検収を実施し、物件に契約不適合のないことを確認する。
2. 甲は、前項の検収時に契約不適合を発見した場合、直ちに乙に対し書面で通知しなければならない。
3. 前項による甲の通知を乙が受けた場合、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第 7 条（契約不適合責任）

1. 乙は、甲に対する引渡し時において、物件が第 6 条 1 項で規定する契約適合性（ただし、第 6 条 1 項による甲の検収時にその発見が不可能又は著しく困難なものに限る）についてのみ、契約不適合責任を負うものとし、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。
2. なお、甲が乙に対し第 6 条 2 項所定の通知をしなかった場合には、甲の検収時に契約不適合の発見が不可能又は著しく困難なものであった場合を除き、物件は契約適合性をもって引渡されたものとする。

3. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約における当該物件のレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
4. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、逸失利益、機会損失等）については、乙はその責を負わない。

第 8 条（物件の保管・使用、維持）

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
3. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第 9 条（禁止事項）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - a. 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着している

ものを取り外すこと

- b. 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
- c. 物件を本来の用途以外に使用すること
- d. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
- e. 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
- f. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
- g. 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと

第 10 条（契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく通知のみにより契約を解除することができる。
 - a. 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
 - b. レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - c. 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - d. 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - e. 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき

2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
3. 甲に第 1 項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第 11 条（物件の返還）

1. 本契約がレンタル期間満了により終了したとき、又は第 10 条 1 項の規定によって契約が解除されたときは、甲は物件を乙の指定する場所へ甲の費用で直ちに返還する。
2. 第 10 条 1 項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、又は毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うか、物件の復元又は修理に要する費用を負担する。
3. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
4. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
5. 甲が乙に物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は乙にその日数分のレンタル料に相当する遅延損害金を支払うものとする。

第 12 条（中途解約）

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、

乙が妥当と認めた場合はこの限りではない。

2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第 11 条の規定に基づく手続きを履行する。

第 13 条（支払遅延損害金）

1. 甲がレンタル料に基づくレンタル料及び代替レンタル物件の購入価格相当額その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、甲は、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで、年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 14 条（個人情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約の締結又は本約款、レンタル契約及びレンタル個別契約に基づく業務の履行に関し、直接又は間接に知り得た相手方の個人に関する情報を、善良な管理者の注意をもって、また法令等に従って秘密に保持するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。
ただし、他業者にレンタル商品の修理を依頼する場合はこの限りではない。

第 15 条（専属的合意管轄）

1. レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、レンタル契約の締結日において、自らおよびその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - a. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 - d. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、自らまたはその役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - a. 暴力的な要求行為。
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為。

- c. 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 - e. その他前各号に準ずる行為。
3. 甲またはその役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、レンタル契約を解除することができ、解除に伴う措置については第10条が適用されるものとします。
4. 前項の乙の権利行使により、甲または当該役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第 17 条（契約内容の変更）

1. 甲は、必要に応じて本レンタル契約約款の内容を改定できるものとする。改定した場合は、以下の甲のホームページにて掲示された最新のレンタル契約約款の定めを適用するものとする。 <https://sora-cbs.com/rental>

第 18 条（補則）

1. 本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

以上

2024年3月1日 制定